

口蹄疫の発生及び対応状況等

月 日	
3月25日	<p>① <u>宮崎県宮崎市の肉用牛肥育農家（飼養頭数10頭）の飼養牛全頭を口蹄疫の「疑似患畜」と診断。</u></p> <p>14時～ ・ ①の通行遮断措置。 （半径50m；4か所封鎖、4名（家保2名、警察2名）） ・ ①の移動制限地域の設定。（半径20km；12市町村） ・ ①の搬出制限地域の設定。（半径50km；3県32市町村）</p>
3月26日	<p>～17時30分 ・ 通行遮断措置の完了。 ・ 疑似患畜の殺処分。汚染物品埋却作業完了。 （ ・ 疑似患畜10頭、自衛殺3頭、飼料120kg、堆肥 ・ 人員（殺処分（国2名、家保7名、市役所17名）、 連絡員（家保2名）、埋却（家保3名））</p>
3月27日	<p>・ 韓国において口蹄疫を否定できない水疱性疾病の発生の確認を受け、韓国から輸入される牛肉、豚肉等について輸入検疫証明書の発行を停止。 ・ 台湾産稲ワラについて輸入時の消毒の実施を決定。</p>
3月29日	<p>・ 30日以降当分の間、口蹄疫の清浄国以外の地域からの輸入稲ワラ等に対する家畜防疫官の検査、ホルマリンガス消毒等の実施を決定。</p>
3月30日	<p>・ 口蹄疫の清浄国以外の地域から既に輸入されている稲ワラ等について飼料及び敷料としての使用を控える旨都道府県に通知。</p>
4月3日	<p>② <u>宮崎県高岡町の肉用牛繁殖農家（飼養頭数9頭）の飼養牛全頭を口蹄疫の「疑似患畜」と診断。</u></p> <p>19時～ ・ ②の通行遮断措置の開始。 （半径50m；2か所封鎖6名（家保3名、役場2名、警察1名））</p>
4月4日	<p>～16時30分 ・ ②の通行遮断措置の完了。 ・ ②の疑似患畜の殺処分。汚染物品埋却作業完了。 （ ・ 疑似患畜9頭、飼料40kg、堆肥少々 ・ 人員（殺処分（家保7名、役場等10名）、 連絡員（役場1名）、埋却（家保3名、役場12名））</p> <p>・ ①においてPCRで得られたウイルス遺伝子の断片は、アジア地域で分離されている口蹄疫ウイルスと近縁の新たな口蹄疫ウイルス株（O/JPN/2000）であることが判明。この結果、①で確認された「疑似患畜」全頭を「患畜」と診断。</p>
4月9日	<p>③ <u>宮崎県高岡町の肉用牛繁殖農家（飼養頭数16頭）の飼養牛全頭を口蹄疫の「疑似患畜」と診断。</u></p>

- 4月10日 8時30分～
18時20分
- ・③の通行遮断措置。(半径50m；2か所封鎖、6名(家保1名、農協2名、警察1名))
 - ・③の疑似患畜の殺処分、汚染物品埋却作業完了
 - ・疑似患畜16頭、飼料90kg、堆肥
 - ・人員(殺処分(家保7名、補助員等28名)、連絡員(県2名、役場1名)、退却(家保3名、役場4名))
 - ・韓国における口蹄疫の発生が公式に確認されたことから、家畜伝染病予防法施行規則を改正し、韓国を偶蹄類の動物及びその肉等の輸入禁止地域として指定。
- 4月14日
- ・③における採取材料から口蹄疫ウイルスを分離・確認。この結果、③で確認された「疑似患畜」のうち抗体陽性が確認されている10頭を「患畜」と診断。
- 4月23日 午前0時
- ・3月25日に設定された搬出制限地域を解除。同時に移動制限地域を②及び③の各々1農場を中心とした半径10kmの地域に変更。
 - ・抗体検査の結果、清浄性を確認するために更なる検査が必要な農場については、農場隔離検査プログラムを開始。
- 4月26日 午前0時
- ・移動制限地域を③の農場を中心とした半径10kmの地域のみに変更。
 - ・③のウイルス遺伝子が①と同じウイルス(O/JPN/2000)由来の遺伝子であることを公表。
- 4月27日
- ・宮崎県における口蹄疫発生に伴う総合的な対策について公表。
- 5月2日 午前0時
- ・③の農場を中心とした半径10km以内の地域に係る移動制限を解除。
- 5月11日
- ④ 北海道本別町の肉用牛肥育農家(飼養頭数705頭)の飼養牛全頭を口蹄疫の「疑似患畜」と診断。
- ・農場隔離検査プログラムによる検査対象農場は、④の農場以外は全て清浄であることが確認された。
- 18時～
- ・④の移動制限地域の設定。(半径10km；5町)
- 5月12日 10時～
- ・④の通行遮断措置の開始。(半径50m；2か所封鎖、8名(家保1名、警察2名、町、農協等5名))
 - ・④の疑似患畜の殺処分開始。(牛705頭・人員270名(家保、町、農協等))
- 5月13日
- ・④においてPCRで得られたウイルス遺伝子の断片の分析により、③で分離されたウイルスと同一であることが判明。この結果、④で確認された「疑似患畜」のうちウイルス遺伝子の断片が検出された2頭を「患畜」と診断。
- 5月14日
- ・移動制限地域内139戸の立入り検査終了。異常なし。
- ～10時
- ・④の通行遮断措置の完了。

- 5月15日 ~10時5分 ・④の疑似患畜の殺処分終了。
- 10時～ ・④の汚染物品埋却処理開始。
 { ・飼料1,300トン、敷料6,200m³、堆肥3,540トン
 ・人員(埋却処分(家保、町、農協等計181名))
- 5月18日 ~17時 ・④の汚染物品埋却処理完了。
- 5月25日 ・血清検査の結果、移動制限地域内139戸、疫学関連農場85戸 計224戸全戸の清浄性確認。
- 6月9日 午前0時 ・④の農場を中心とした半径10km以内の地域に係る移動制限を解除。
- 6月22日 ・国際獣疫事務局(OIE)主催の「東アジア地域における口蹄疫に関する会議」(20日~22日;東京)が開催され、畜産局衛生課、家畜衛生試験場及び動物検疫所から専門家が出席。
 本会議で、東アジア各国等に対し、口蹄疫の発生原因が粗飼料である可能性を否定できないことから、それらの危険度分析を取り入れた危機管理対策の実施等について勧告。
- 8月9日 ・宮崎県の3農家に対する交付金・手当金の交付。
 ① { ・埋却費交付金 305千円
 ・へい殺畜等棄却手当金 3,010千円
 ② { ・埋却費交付金 301千円
 ・へい殺畜等棄却手当金 3,614千円
 ③ { ・埋却費交付金 342千円
 ・へい殺畜等棄却手当金 6,345千円
- 8月17日 ・北海道の1農家に対する交付金・手当金の交付。
 ④ { ・へい殺畜等棄却手当金 292,416千円
 ・埋却費交付金 26,119千円
- 9月1日 ・25日から29日まで開催される「口蹄疫その他疾病委員会」(国際獣疫事務局:OIE)に、今回の口蹄疫に関する、①発生時のまん延防止措置の実施状況、②臨床的及び血清学的サーベイランスの結果、③侵入防止措置の実施状況、④原因究明のための疫学調査の結果等について、報告書を同事務局に提出。
 ・口蹄疫の発生原因を究明するための疫学調査より、侵入源として考えられる家畜、人、車両、輸入飼料等の可能性について検討したところ、初発農場で使用されていた中国産麦わらが他の要因に比べ侵入源として最も可能性が高いことが判明。
- 9月27日 ・「口蹄疫その他疾病委員会会議」(国際獣疫事務局:OIE、26日)により我が国の口蹄疫清浄国への復帰が承認されたことを発表。

注:①、②、③及び④は、疑似患畜又は患畜の確認を示す。

○口蹄疫発生状況

発生日	発生場所	農場	畜種	飼養頭数	発症頭数
3月25日	宮崎県宮崎市	A農場	牛	10	10
4月3日	宮崎県高岡町	B農場	牛	9	0
4月9日	宮崎県高岡町	C農場	牛	16	0
5月11日	北海道本別町	D農場	牛	705	0

○防疫対応経過

農場	診断日	殺処分完了日	殺処分頭数	移動制限地域設定
宮崎 A農場	3/25	3/26	10	3/25～4/22
B農場	4/3	4/4	9	4/3～4/25
C農場	4/9	4/10	16	4/9～5/2
北海道 D農場	5/11	5/15	705	5/11～6/9

○立入検査及び民間獣医師等診療時検査実績

単位：戸

区分	乳用牛	肉用牛	豚	緬山羊	その他	計
立入検査戸数	21,707	64,575	5,823	816	304	93,225
診療時検査	69,443	68,337	4,535	859	132	143,306
合計	91,150	113,912	10,358	1,675	436	236,531

注1) 移動・搬出制限地域内の全戸15,942戸は血清サーベイランスを実施。

注2) 立入検査戸数と民間獣医師等報告数は一部重複する。

期間：平成12年3月26日～6月9日

○農場への手当額

単位：千円

農場	名目	手当額
A農場 (宮崎)	へい殺畜等棄却手当金	3,010
	へい殺畜等埋却費	305
B農場 (宮崎)	へい殺畜等棄却手当金	3,614
	へい殺畜等埋却費	301
C農場 (宮崎)	へい殺畜等棄却手当金	6,345
	へい殺畜等埋却費	301
D農場 (北海道)	へい殺畜等棄却手当金	292,416
	へい殺畜等埋却費	26,119
合計		332,452

注1) 「へい殺畜等棄却手当金」とは、殺処分された家畜の生体評価額の4/5相当の手当金のこと。

注2) 「へい殺畜等埋却費」とは、埋却に要した経費の1/2のこと。

○移動・搬出制限地域内の家畜の飼養状況

・宮崎県

移動制限地域（20キロ内；12市町村）

乳用牛農場		肉用牛農場		豚農場	
戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数
120	4,308	3,392	65,240	184	157,860

搬出制限地域（50キロ内；32市町村）

乳用牛農場		肉用牛農場		豚農場	
戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数
641	26,280	12,288	202,535	916	715,959

注) 搬出制限地域は宮崎、熊本、鹿児島県の3県に跨る。

・北海道

移動制限地域（10キロ内；5町）

乳用牛農場		肉用牛農場		乳肉複合農場		その他		合計	
戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数
96	11,633	31	7,394	11	1,548	1	85	139	20,660

○宮崎関連血清サーベイランス実績

区 分	検査戸数	検査頭数
移動制限地域	3,619	8,258
搬出制限地域	12,184	17,873
3県 清浄地域	8,054	8,712
牛導入関連	1,535	4,325
輸入粗飼料関連	1,169	4,235
その他	1,329	3,774
合計	27,890	47,177

注) 3県とは宮崎、熊本、鹿児島県である。

○北海道関連血清サーベイランス実績

区 分	検査戸数	検査頭数
移動制限地域	139	3,506
疫学関連	85	2,211
合計	224	5,717